

類聚名義抄における史記の訓の採録について

——図書寮本における不採録の訓を中心に——

山 本 秀 人

目次

- 一、問題の所在
- 二、図書寮本における出典表示「記」の和訓について——史記出典であることの確認——
- 三、図書寮本における史記の訓の採録状況
- 四、図書寮本に不採録の史記の訓とその検討
- 五、不採録の理由の考察と今後の課題

一、問題の所在

院政期成立の漢和辞書である類聚名義抄において、観智院本に代表される改編本は、図書寮本を唯一の伝本とする原撰本を改編して成ったものであり、その際に多量の和訓が増補されていることが、その改編の大きな特徴の一つとされる。一方図書寮本では、和訓の殆どにその出典が明示されており、易経、尚書、詩経、論語、史記、後漢書、文選、白氏文集等、主要な漢籍の訓が採られていることが知られている。改編本の一本たる観智院本では、図書寮本のそれらの和訓の殆ど総てが取入れられた上に、更に多くの和訓が増補されているのであるから、右を始めとする諸漢籍の諸々の訓、取分け単字訓は当然に網羅されていることが期待される所であろう。

ところが例えば史記についてみると、史記点本に存する訓の中で、卷一・五帝本紀、卷二夏本紀（藤原式家英房の点を伝える上杉家旧藏室町期点による。同点については改めて後述する）の、

〔史記室町点〕湯湯トシテ 洪水ハヒコレリニ 天浩トシテカネ 浩トシテカネ 懷山ヲノホルカニ 襄陵ヲノホルカニ（卷一・五帝本紀13ウ）

アテ 當ニ 帝堯ニ 之時ニ 鴻水滔天ニ 浩トシテカネ 浩トシテカネ 懷山ヲノホルカニ 襄陵ヲノホルカニ（卷二夏本紀1ウ）

に見える「襄ノボル」の訓は、観智院本には、

〔観智院本名義抄〕襄（淨（ヤマ）洋（ヤマ）又 上、及、駕、成、高、ハラフ）（法中衣部138頁）

の如く、採録されていない。凶書寮本においても、右より当然予想されることながら、

〔凶書寮本名義抄〕襄（玉云先羊（1）又 上、反、駕、成、除、東云高、）（衣部331頁）

の如く、採録されていない。

史記の右の句は、例えば空海作の三教指帰において章句の下敷にされており、三教指帰成安注の加点本の一つである

大谷大学蔵三教指帰注集長承点（2）に、

〔三教指帰注集長承点〕襄ノボルニ 陵ノボルニ 之（平） 汰（右傍）水波也 洵（平） 々（としてス） 不息注云史記云帝（去堯（平濁））之時鴻水滔 天ハヒコレリニ 浩トシテカネ 々（としてカネ） 懷山ヲノホルカニ 襄陵ヲノホルカニ（下60ウ）

とあり（初めの「襄…息」が三教指帰本文、成安の注に右掲の史記の条（夏本紀）を引いている。しかも、三教指帰本文の「襄」を史記室町点と同じく「ノボル」と訓じており、注の史記引文においても「ノボル」と訓ぜられていると判断される。三教指帰注集長承点のこの訓は、注に引用された史記点本に基いたものと考えられる。

三教指帰の訓にも関わる、史記の訓の事例をもう一例掲げれば、

〔史記室町点〕傳曰蓬生ニ 麻ニ 中ニ 不レ 扶レ 自レ 直（トモモ）（卷六十・三王世家12オ）

の「不レ扶レ」の「扶レタム」（ためる。矯正するの意）の訓も、

類聚名義抄における史記の訓の採録について

〔観智院本名義抄〕扶(上符) タ(平) ス(平) ク(平) オシカ、ル \ スケ \ カムカフ トラフ スカル ウ(平) ツ(上) ツ
ク ヒロコル モ(平) ツ(上) ウカツ タノモシ 又上膚 ハ(平) フ(上) 禾キフ(平) (佛下本手部51頁)

の如く、観智院本に採録されていない。図書寮本は該当部が現存していないので確認出来ないが、採録されていなかったと予想される。三教指帰において、史記のこの句は先と同じく章句の下敷にされており、仁和寺蔵三教指帰鎌倉初期点(無注本)によれば、

〔三教指帰鎌倉初期点〕曲(クキヨク) 蓬(ホウ) 蓬(平) 橋(マシハヌレハ) 橋(平) 麻不扶(ニサルニクメ) 麻不扶(平) 自直(ラシ) (上40行) (第一次墨点のみ)

とあり、やはり「扶タム」と訓ぜられている。

因みに、三教指帰敦光注(勸注抄)の加重点の一つである尊経閣蔵三教勸注抄鎌倉期点⁽⁵⁾では、

〔三教勸注抄鎌倉期点〕曲蓬揉(平) 麻不扶(平) 自直(平) (278行) (注) 曾子曰蓬生麻中(平) 不扶(平) 自直(平) (295行)

の如く、注に曾子の同文の句を引き、その曾子引文と共に「扶タスク」と訓じている。こちらは観智院本に掲げられている訓である。但し、書陵部蔵群書治要鎌倉中期点の「曾子」においては、

〔群書治要鎌倉中期点〕蓬(ヨモキオホ) 蓬(平) 生(平) 麻(平) 中(平) 不(平) 扶(平) 乃直(平) (卷三十五曾子548行)

の如く、「扶タム」に訓ぜられており、曾子においてもこの訓も行われていたことが分る。なお、上杉本史記室町点と同じく藤原英房の点を伝える書陵部蔵史記永正点では「不扶(平) 自直(平)」とあり、「タスク」の訓も併記されている。また三教指帰の久寿点(無注本、仁平写本)では「不扶(平) 自直(平)」とあり、「タム」を左訓にして両訓併記にしている。いずれにせよ、史記の右条の「扶」に「タム」の訓があり、院政期乃至鎌倉時代の三教指帰点本の幾つかにその訓が用いられていることが分る。

史記のこれらの句は、右の諸状況からしても著名なものであったと思しく、それらの史記の訓に、観智院本に採録されていないものがあることは、少からず奇異にも感ぜられる所である。しかも、図書寮本において、出典表示「記」と

して史記の訓が先に採られており、なおさら疑問は増して来よう。

観智院本類聚名義抄の和訓における右の問題は、三教指帰の訓読について別途検討していた折に偶々見出された事であるが、この問題は、観智院本の和訓の採録範囲について考える契機となるものである。即ち、同本の和訓の定位を図る上で一つの視点となりうるものであると考えられる。本稿ではこのような認識に立ち、史記の訓を例として、その類聚名義抄における採録状況について、特に不採録の訓に注目して検討を行う。その際、将来的には観智院本（改編本）におけるそれを明らかにすることを意図しているが、本稿ではまず、改編本の和訓採録の下地となっている原撰本、即ち図書寮本における状況を中心に検討を行う。

本検討において、史記点本は、全巻を具備している必要から、

○上杉家旧蔵室町期点（完存）……藤原（式家）英房（一二九二〜？）の点を伝える

を主体に用いる。⁽⁷⁾右は室町時代の加点であるが、卷二十八に「本云戊子（一三四八）結夏日點了 英房」の本奥書を有し、藤原英房の点を伝えるものである。なお漢文本文は宋版（南宋黄善夫刊本）で、裴駰集解、司馬貞索隱、張守節正義の三注を合せ有する三注本である。また、これと同一の英房の本奥書を有し、同じ英房の点を伝える、

○書陵部蔵永正七（一五一〇）〜十年頃点（完存）……右掲に同じ

も、一部参看し援用する場合がある。全巻を有する加点本は右二点まで降り、これを用いるが、室町時代の加点本を本検討の比較に用いることの有効性については、後にも改めて言及することになるが、基本的に平安時代の訓を伝えてい⁽⁹⁾ると考えられ、有効性は高いと考えられる。

右のほか、上杉本室町点による全般的な比較検討の後に、

○高山寺蔵建曆元年（一二二二）点（卷三般本紀）……藤原家点か

○高山寺蔵鎌倉初期点（卷四周本紀）……菅原家点か

類聚名義抄における史記の訓の採録について

○延久五年(二〇七三)点(巻九呂后本紀、巻十孝文本紀、巻十一孝景本紀)……大江家国加点、但し康和三年(一一〇一)、
建久七年(一一九六)の点もあり

の、平安後期から鎌倉初期の点本(いづれも集解本で零本)をも用いて、該当する巻に限って更に検討を深める。

二、図書寮本における出典表示「記」の和訓について——史記出典であることの確認——

図書寮本類聚名義抄の和訓の出典表示「記」が史記を示していることについては、かつて築島裕博士によるその可能性の言及があり⁽¹⁰⁾、以後、図書寮本の和訓の出典に関して、屢々「記」が史記であることを前提とする言及が行われて来ている。先頃、小助川貞次氏は、これらに対して、「記」が史記であることを具体的に検討し証明したもののないことを指摘し、「記」が史記であると推定する際の問題点を具体的に検討した論考を発表された⁽¹¹⁾。氏はその中で、被注字の一致度等の観点から、史記である可能性が高いが問題点も少なくないこと、大唐西域記である可能性も排除出来ないこと等を述べられた。

これについて、稿者の考えを述べれば、「記」は史記であるというのが結論である(但し一部に「記」が「詩(詩経)」の誤記ではないかと疑われる例がある)。本稿では、主として不採録の史記の訓を問題にしたい意図から、この点についての具体的且つ詳細な検討はここでは措き(いづれ別稿を設けたい)、今若干例を掲げて「記」が史記であることが疑い難いことを述べ、これをもって史記であることの確認としたい。

次に抜粹例を、上杉本史記室町点と対比して掲げる。

- 〔図書寮本〕 紺(玉云式出又：上ツ(上)中(上)チ(上) ヌ(平)ヒ(平)メ(平)記シ(平)リ(平)ソ(上)濁ク(平) (309頁)
- 〔史記室町点〕 紺ヌイメツ(巻四十三趙世家24オ) 紺シリンツ(巻二殷本紀5オ)
- 〔図書寮本〕 知一(識) (宋云上式：真云サ(上)ト(上)ル平) シ(上)ル平(平)記モ(平)ノ(平)シ(上)ル(平) (73頁)

〔史記室町点〕識シルロト（卷四十七孔子世家19ウ） 識シルロト（卷十孝文本紀20ウ）

○〔圖書寮本〕沐浴ユラムルコトハ（…・下川云上欲…ユ平）ア（平）ム（上記カ（上）ハ（平）アム）（17頁）

〔史記室町点〕浴ユラムルコトハ（卷四十九外戚世家15オ） 浴カハアミテ（卷三十二齊太公世家15ウ）

○〔圖書寮本〕淪没イレテ（…・下一歿…カ平）ク（上）ル易ツ（上）ク（上レ）モ（上）ス論イ（上）レ（平）テ（上）レ記）（20頁）

〔史記室町点〕没イレテ水（卷六秦始皇本紀18ウ）

○〔圖書寮本〕汲水（上）急…ク（上ム）易ミ（上）ツ（上瀧クム記）（54頁）

〔史記室町点〕汲ミツクム（卷七十六平原君虞卿列伝1オ）

○〔圖書寮本〕墳（上）分…ウ（平）コ（平）モ（上）ツ（平）起（平）真云ツ（上）カ（平）（229頁）

〔史記室町点〕黒（上）ク墳（上）ク（孔安國曰色黒而墳起）（卷二夏本紀4ウ）

これらの訓の一致、取分け「紺」「識」「浴」において二訓が併せて一致する点、「没イレテ」が訓読の現場形で一致する点は、出典表示「記」が史記であることを如実に示していると言えよう。右以外の例も含め、本紀、世家の訓と一致する例が概して多いが、「汲ミツクム」のように列伝での一致例も存することは、圖書寮本が用いた史記点本の巻次の範囲の問題とも関わって留意されよう。⁽¹³⁾なお、「紺」「識」「浴」における一致では、出典表示「記」が、次位の直接出典表示のない和訓にも及ぶことが相互に明らかになる。この点は、圖書寮本の和訓の出典の示し方において留意しておく必要がある。⁽¹⁴⁾

但し、次節にも述べる如く、「記」の訓の中には、上杉本室町点、更には上掲の他の史記点本と照合しても一致するものが見出せない例が、僅かとは必ずしも言い難い例数存する（次節参照）。この中には、被注字（熟字を含む）自体が史記に見出されない例もあり、それらの一端は先の小助川氏の発表においても指摘されている。これらについては個々に検討して処理される必要があり、比較的簡単に説明されるものがある一方、種々の状況を想定する必要のあるものもある

など区々である。これらの具体的検討処理は上にも述べた如く、ここでは省略する。

以下、本稿では「記」が史記であることを前提に稿を進める。なお、

○〔図書寮本〕イッハチキキヤム(巻ル)上マ(上)ス(平)應 太子史記世界(99頁)

詳譽

太子史記世界(99頁)

〔史記室町点〕イッハチキキヤム(巻ル)上マ(上)ス(平)應 太子レ太子ヲ(巻三十九管世家7ウ)

は、句の形で掲出された標出字に傍訓の形で掲げられた訓の例であるが、出典表示が「史記世界」「世界は」「世家」の誤か)とあつて「史記」であることが明らかであるので、以下出典表示「記」の和訓と同列に扱う。因みに、出典表示「列傳・列」は史記の列伝とは考え難い。

三、図書寮本における史記の訓の採録状況

まず図書寮本における史記の訓の採録状況を、以下の方針に従つて検討する。その後、次節において不採録の史記の訓について更に検討を行うこととする。

○史記点本に上杉本室町点を用い、その加点された訓が図書寮本類聚名義抄に掲載されているか否かを比較検討する。
図書寮本の現存部分の部首に該当する漢字の訓が対象となる。

○史記上杉本室町点において、右訓に対する左訓などの異訓、上欄・下欄に書き出された訓は、別に扱う必要性も考えられるが、本稿ではこれらも区別せず対象とする。但し、今回は注(集解、索隱、正義)に加点された訓は対象としない。原則として全訓附訓を採取したが、語中の一部音節が省記されているものや活用語尾のみなどの部分附訓であつても、訓が確定可能で且つ他に全訓附訓例が見出せないものは採取に努めた。同一の字に対する同一の訓は、原則として初出例のみを採取した。

○漢字とそれに対する一つの訓を一組として、これを一例として扱う。

○「ナガル」と「ナガス」など語根が共通で自動詞と他動詞との関係になるもの、動詞とその連用形転成名詞との関係になるもの、動詞とそのク語法との関係になるものも、原則として一致する例に扱い、一方が音便形など音韻變化を伴う語形である場合も多く一致例とした。

以上の方針に基いて比較検討した結果、上杉本室町点による史記の訓の、図書寮本における採録状況は、以下の(1)～(4)の四類に分れた。簡略に説明する。

(1) 図書寮本に史記出典〔「記」表示、「史記世界」を含む〕の和訓として採録されているもの……77例

具体例は前節に掲げたものを参照されたい。ほかに〔図書寮本の語形で漢字・訓のみを掲げ、濁音には濁点を附す〔声点が施されていないものも濁音が明らかなのは同様とす〕。必要に応じて上杉本室町点の語形を括弧にて示す〔活用語は基本形で掲げる〕、

法ノトル 汝ナムヂノ (ナムヂ) 濟ワタル^ス (ワタル) 沈シヅム 測ハカル
などがある。

なお、高山寺本建曆点(巻三殿本紀)、高山寺本鎌倉初期点(巻四周本紀)、延久点(巻九呂后本紀)、巻十孝文本紀、巻十一孝景本紀)をも援用すれば、該当例は更に4例加わり、合計81例となる。

(2) 図書寮本に史記以外の出典で採録されている和訓に一致するもの……398例
この例が多数存し、(1)よりも圧倒的に多い。例えば、文選出典では、

源ミナモト 清キヨム (キヨマル) 潜カクシテ (カクル) 流ナガル 泝サカノボル
など56例が存する。以下、該当例の全出典名と例数を掲げる。¹⁵⁾

文選「選・異」…56例 詩経「詩」…56例 周易「易」…35例 尚書「書」…34例 白氏文集「集・白」…32例 論語「論・論」…24例 後漢書「後」…21例 列伝「列」(或いは後漢書か)…11例 蔡邕月令「月」…5例 礼記「礼」…4例 孝経「孝」…4例 顔氏家訓「彦」…3例 遊仙窟「遊」…2例 老子「老」

類聚名義抄における史記の訓の採録について

…1例

小切韻「切」…11例 律「律・聿」…6例 律集解「聿集解」…1例 唱和集「唱」…1例 行円…1例

大般若経字抄「公云」…22例 和名類聚抄「川云」…21例 倭名或本…1例 季綱切韻「季云」…12例 善

珠撰書「珠云・朱云」…6例 玉篇抄「玉抄云」…5例 一字頂輪儀軌音義「弘云」…2例 真興撰書「真

云」(大般若経音訓とは別書か)…2例 允亮抄「允亮云」…1例 口傳…2例

出典無表示…15例 出典未詳(破損)…1例

これらには、史記にも同じ訓のあることが認識された上で直接には史記以外より採られたものと、史記については考慮されていなかったものが存すると思われる、その事はまた、出典による和訓採録の優先順位⁽¹⁶⁾とも関わりと考えられるが、ここではその問題は措く。いずれにせよ、史記の訓(上杉本による)が、結果的に採録されていると扱われるべきものである。(1)(2)を合せると475例となる。

(3) 図書寮本に全く採録されていないもの(標出字自体が採録されていないものを含む)…549例

これが、図書寮本において最終的に不採録の史記の訓(上杉本による)ということになる。(1)(2)の合計475例よりも多数を占めており、この点注意されよう。今後、観智院本における状況を検討することを予め考慮して、これらを観智院本に採録されているか否かによって分け、若干例を掲げると(上杉本史記の語形(活用語は基本形)による)、

② 観智院本に採録されているもの…26例

(i) 水ミツ 清キヨシ 波ナミ 淺アサシ 深フカシ など22例

(ii) 氾ヒロシ 沫アワ 泛コボス・アマネシ 濟ナス 潰ツヒユ など24例

(i)とした22例は、漢字自体が平易で且つ訓もその漢字に対して最も一般的と考えられるものである。これらが観智院本で補われているのは当然として、図書寮本において採録されていないのは、平易な訓である故に、拠った史記点本に

偶々これらの加点が無かったことによる可能性が考えられる。(ii)の24例は(i)以外のものである。

⑥ 観智院本に採録されていないもの：283例

濟ヲフ 概スデニ・コトハクニ 注タツ・キル 準ハナ・ツラ 潰ツブル など

図書寮本に不採録だった59例の内、半数近くが観智院本では採録されているが（その直接の出典については未検討である）、なお半数以上が観智院本にも不採録であることが分る。両者を含め、図書寮本に不採録の史記の訓については、次節で更に検討を加える。

(4) 図書寮本に史記出典（「記」表示）の和訓として掲載されていないながら上杉本室町点に見出されなかったもの……27例

測フチ 滅キエヌ 益ミツ 漲タ、ヘリ 冬フユ

などがあり、上述の如く、個々の事情が考えられるが詳細は措く。なお、(1)で言及した如く、高山寺本建曆点等、他の三点本をも用いれば、これらの内の4例は史記点本に見出されることになり（次節参照）、それによれば見出されないものは23例となる。

四、図書寮本に不採録の史記の訓とその検討

前節の比較検討によつて、上杉本室町点による史記の訓の中で、図書寮本類聚名義抄に全く採録されていないもの③が59例も存することが判明した。これは、史記以外の出典によるものも含めた、図書寮本に採録されているもの①②の合計）例よりもむしろ多く、図書寮本において史記が和訓の出典の一つとなつていても、実際には採録されていないものが多数に上ることが分る。観智院本においてはその半数近くが増補されているものの、依然として半数以上は不採録のままである。史記の訓の中に観智院本に掲げられていないものがあることは、図書寮本（原撰本）において元々右の如く多数のものが採録されていなかったことに第一の要因があると理解され、加えて観智院本（改編本）においてもその

半数以上が補われなかったためであることが分る。観智院本における増補等に関わる問題は今後委ねることとし、ここでは図書寮本における不採録の訓の状況について更に検討を深めたい。

前節の検討では、史記全巻の訓と比較する必要から、史記点本として上杉本室町点を用いた。同点は、上述の如く藤原式家英房の一三四八年の点を伝えるものであり、基本的に平安時代の訓を伝えていることは、初めに掲げた三教指帰注集長承二(一一三三)〜三年点に引用された史記の訓と同点とが一致していることから伺われる所である。しかしながら、平安時代の訓を概して良く伝えているとしても、多少の変移はありうる上、訓の系統上の問題もあり、図書寮本が拠った史記点本と全同であったとは考え難い。前節において典表示「記」の和訓の中にも上杉本と一致しないもの(4)が存した原因の一つには、この事もあると思しく、その点からすれば、図書寮本に採録されていない上杉本室町点史記の訓の中には、図書寮本の拠った点本と相違のあったケースが、少例ながらも含まれている可能性がある。そこで、零本ながら平安後期から鎌倉初期の加点になる上掲の史記三点本、即ち、

〈巻三殷本紀〉高山寺藏建暦元年(一一二一)点

〈巻四周本紀〉高山寺藏鎌倉初期点

〈巻九呂后本紀・卷十孝文本紀・卷十一孝景本紀〉延久五年(一〇七三)点

を更に用いて、図書寮本に不採録の、上杉本による史記の訓59例の内、これらの巻に該当するものについて、この三点本との比較をも行つてみる。この検討を経た上で、更に図書寮本に不採録の訓については、それらの訓の性格についての考察を行うこととする。なお、延久点の巻十一孝景本紀については該当例が無いため、結果的に除外される。また延久点には、康和三年(一一〇二)、建久七年(一一九六)の点もあり、特に問題の生じない限りこれらも含めて扱う。

以下各巻毎に、図書寮本に不採録の上杉本室町点の訓を、右各点と対比する。¹⁷⁾

〈巻三般本紀〉(建曆点)

① 建曆点が上杉本室町点と一致するもの(読添語部分の相違は不問、以下同)……6例

I 〔図書寮本に不採録の室町点の訓〕

II 〔図書寮本の参考訓など備考〕

III (建 曆 点)

IV (室町点)

① 滋 コシ㉑

② 次 ツイツ㉒

③ 訓 シタガフ㉓

④ 網 アミ㉔(i)

⑤ 恤 ウレフ㉕

⑥ 囊 フクロ㉖

「欠」部に掲載されていた可能性もあり

滋味ゴキ味 (36)
次ツイツ (258)

不トキニハシカハレ訓 (7)

張ウチカミニ網ヲカミ…… (43)

吾ワカニ網 (44)

不スウレハ恤 (55)

革ノ囊フクロ (185)

滋味ゴキ味 (3オ)
次ツイツ (13ウ)

不トキニハシカハレ訓 (1オ)

張ウチカミニ網ヲカミ…… (3ウ)

吾ワカニ網 (3ウ)

不スウレハ恤 (4オ)

革ノ囊フクロ (10オ)

I 欄はIV欄の室町点の当該訓、即ち図書寮本に不採録の訓を掲げたもので、その訓の下に附記したa)、b)は、前節における、a)観智院本に採録されているものとb)採録されていないものとの区別を表し、内a)(i)はa)において(i)(漢字・訓とも平易で一般的なもの)に区分したものである。以上の6例は、建曆点も、図書寮本に不採録の室町点の訓と一致しているものであり、これらについては建曆点によっても図書寮本に不採録となるものである。次掲の、建曆点が不一致のものよりも多い。なお②「次ツイツ」は、図書寮本の現存しない「欠」部に掲載されていた可能性もある。

㉑ 建曆点が上杉本室町点と一致しないもの……4例

I (同前)

II (同前)

III (建 曆 点)

IV (室町点)

類聚名義抄における史記の訓の採録について

⑦ 附 マコト[㊟]

朱云川都^平久^上

◎ 附^て命^を：(孔安國曰：天已^以信命正其德謂^{有求有不求也}) (170)

附^{マコトニテ}命^ヲ (9ウ)

⑧ 心 ムネ[㊟]

コ^平、(平)口^上詩

◎ 聖^ノ心^ニ訓^ニ (242)

聖^ノ心^ニ (12ウ)右訓

⑨ 理 タマモノ[㊟]

理^リ上^レ女^{ナメテ} (尚書理出字作賚鄭玄曰賚賜) (61)

理^{タマモノ}女^ニ (4オ)

⑩ タマフ[㊟]

右の内⑦、⑨⑩については、室町点にも建暦点と同内容の集解注を有しているが省略する(以下室町点における注は同様に略す)。⑦「附」、⑧「心」は、建暦点では漢字の読みとしては訓読符のみが加点されており、⑦「ツク」、⑧「コ、ロ」の訓であると考えられる。この訓は、II欄に掲げた如く、図書寮本の当該字の項に史記以外の出典ながら掲載されている(◎印はその趣旨を示す)。⑨⑩「理」は、建暦点では字音読にされている。これら⑦⑩については、建暦点の状況からすれば、図書寮本の拠った史記点本の訓が室町点と異なっていたために(或いは建暦点のようであったか)、室町点の訓が不採録になっている可能性も考えうる。

〈巻四周本紀〉(鎌倉初期点)

① 鎌倉初期点が上杉本室町点と一致するもの……23例

I (同前)

⑪ 游 アソブ[㊟]

II (同前)

⑫ 祭 アハ[㊟]

「雑」部に掲載されていた可能性もあり

III (鎌倉初期点)

游^{アソブ} (342)

祭^{アハ}平^を整^を…(韋昭曰祭龍所吐沫龍之精氣) (41)

IV (室町点)

游^{アソブ} (21オ)

祭^{アハ} (25ウ)

⑬ 計 ハカリミル[㊟]

ハ^平カ^平ル^上月

計^{ハカリミル}者^ハ (614)

計^{ハカリミル}者^ハ (35オ)

⑭ 訴 ヨロコブ[㊟]

訴^{ヨロコビ}平^を整^を「戴^{イタ}去^キ」 (288)

訴^{ヨロコビ}載^ト (18ウ)

- ⑮ 疏 ウトシ^㉔
- ⑭ 産 ナス^㉓
- ⑬ ト ウラナフ^㉒
- ⑫ 崇 タフトブ^㉑
- ⑪ 忿 イカル[㉐]
- ⑩ 怡 ヨロコブ^㉏
- ⑨ 忍 シノブ^㉍
- ⑧ 惡 アシ^㉌
- ⑦ 恪 ツトム^㉋
- ⑥ 懟 ウラム^㉊
- ⑤ 帥^㉑ (師) モロく^㉑
- ④ 索 ツク[㉐]
- ③ 諫 サワグ^㉏
- ② 訊 カタチ^㉎
- ① 郷 オモムキ^㉍
- ① 郷 サキ^㉌

ウ(上)ト(上)ム(平)ス(平)懸(濁)命

崇(上)フ(上)ト(フ)異

「雜」部に掲載されて
いた可能性もあり

サ(上)ト(上)切 (◎)右訓

疏^{ウツクナリム} (605)

産^{ナス} (392)

穆^{ツシメウラナフ} ト (216)

崇^{タフトブ} (131)

忿^{イカル} (646)

怡^{ヨロコビ} 説^{シト云フ} … (徐廣曰怡一作亂)^㉑ (114)

不^{シト云フ} 忍^{シノブ} (29)

交^{ハリシクハ} 惡^{アシクハ} (679)

恪^{ツトメツトム} 勤^{ツトメツトム} (284)

爲^{セム} 懟^{ウラムルコトラ} 而怒^{イカラムカ} 乎^{イカレト} (399) (本文に異同あり)

帥^{モロク} (320)

家^{イエノ} 之^{ツクナルナリ} 索^{ソク} (孔安國曰索盡也…) (127)

使^{シム} … 諫^{サハカシム} 之^ノ (韋昭曰諫護呼也唐固曰群呼曰

諫也) (447)

訊^{カクテ} 明也 (左僊也)… (孔安國曰…惟察其復有所

考合重之至) (328)

利^{カイ} 害^{ガイ} 之^ノ 郷^{オモムキ} (昭) (韋昭曰郷方也) (277)

郷^{サキ} 者^{サキ} (454) (左訓)

疏^{ウツクナリム} (34ウ)

産^{ナス} (23オ)

穆^{ツシメウラナフ} ト (15オ)

崇^{タフトブ} (9ウ)

忿^{イカル} (37オ)

怡^{ヨロコビ} 説^{シト云フ} (8ウ)

不^{シト云フ} 忍^{シノブ} (3オ)

交^{ハリシクハ} 惡^{アシクハ} (39オ)

恪^{ツトメツトム} 勤^{ツトメツトム} (18ウ)

爲^{セム} 懟^{ウラムルコト} 怒^{イカリ} (23ウ)

帥^{モロク} (20オ)

家^{イエノ} 之^{ツクナルナリ} 索^{ソク} (9ウ)

使^{シム} … 諫^{サハカ} 上^ノ (26オ)

訊^{カクテ} (20オ)

利^{カイ} 害^{ガイ} 之^ノ 郷^{オモムキ} (18オ)

郷^{サキ} 者^{サキ} (26オ)

類聚名義抄における史記の訓の採録について

- ③① 郭 フサグ^㉞
- ③② 墳 オソル^㉞ (③⑥参照)
- ③③ 息 スタル^㉞

郭^{フサグ}、ナリイム^{ナリイム} 之也 (37)
 墳^{オソル}、ナリイム^{ナリイム} 陰平^ニ 整一也 (章昭曰爲陰所鎮竿) (42)
 息^{スタル}、ナリイム^{ナリイム} (62) (右訓)

郭^{フサグ}、ナリイム^{ナリイム} 之也 (22ウ)
 墳^{オソル}、ナリイム^{ナリイム} 陰^ニ (25オ) (右訓)
 息^{スタル}、ナリイム^{ナリイム} (38オ) (右訓)

以上①①③の23例は、鎌倉初期点によつても、少くとも漢字自体の訓には室町点と相違が無く、史記の訓の相当に多くのものが図書寮本に採録されていないことを良く物語つてゐる。但し③⑩「郷サキ」については、鎌倉初期点では右訓では「サト」となつており、この訓であればII欄に示した如く、図書寮本に他出典ではあるが掲載されている。また⑬「計」、⑮「疏」については、II欄に掲げた如く、近似した訓が図書寮本に掲載されており、史記の訓が不採録となつたのは或いはこの事が関わつてゐるかも知れない。

㊦鎌倉初期点が上杉本室町点と一致しないもの……10例

- I (同前)
- ③④ 潰 ツヒユ^㉞
- ③⑤ 防 フサグ^㉞
- ③⑥ 墳 オソフ^㉞ (③②参照)
- ③⑦ 懼 オソル^㉞
- ③⑧ 恐 オソル^㉞
- ③⑨ 章 アラハル^㉞
- ④④ 登 イヅ(?)^㉞

II (同前)

公云…ツ(上)ユ(平) ㉞
 フ(平)セ(平)ク(上)易 ㉞
 オ(上)チ(平)テ(上)詩 ㉞
 オ(上)ト(上)瀕(上)ス(平)記 ㉞
 ア(上)キ(平)ラ(上)カ(ナ)リ(書) ㉞
 ノ(上)ホ(上)瀕(上)ル(平)異 ㉞

III (鎌倉初期点)

潰^{ツヒユ}、トキハ^{トキハ} には (378)
 防^{フサグ}、民^{タミ}、之^ノ、口^{クチ} (378)
 墳^{オソル}、ナリイム^{ナリイム} 陰^ニ、平^ニ、輕^ニ 一也 (章昭曰爲陰所鎮竿) (42)
 懼^{オソル} (26)
 西周・恐^{オソル} (694) (「オツ」訓か)
 (参考)々(東)々(周)々(君)恐^{オソル} (634)
 章^{アラハル}、顯^{アラハル} (173)
 入登^{イデ}…上^ウ (150)

IV (室町点)

潰^{ツヒユ}、エヌル^{エヌル}、コトハ^{コトハ} (22ウ)
 防^{フサグ}、民^{タミ}、之^ノ、口^{クチ} (22ウ)
 墳^{オソル}、ナリイム^{ナリイム} 陰^ニ (25オ) (左訓)
 懼^{オソル} (15オ) (右訓)
 西周恐^{オソル} (40オ)
 (参考)東周君恐^{オソル} (36ウ)
 章^{アラハル}、顯^{アラハル} (11ウ)
 入登^{イデ}…上^ウ (10ウ)

- ④1 玩 ウゴク^㊂
④2 ナツク^㊂

モ平テ(上ア)モソ(上フ)平逸^㊂書

㊂

モテアソフ
玩 (271)

- ④3 慈 ウツクシウス^㊂

ウツツ(平ク)平シ(平ヒ)平逸^㊂時

イウクシムシテヲ
慈 レ少 (49)

ウツクシウシテヲ
慈 レ少 (4ウ)

③4～④3の10例は、鎌倉初期点では訓が室町点と異なっているものであり、この内③4③5③7③9④0④1④2については、鎌倉初期点の訓であればII欄に掲げた如く、図書寮本に他出典ながら掲載されている。これらについては、II欄に掲げた如く図書寮本には、史記出典(「記」)の訓として「オドス」が掲載されているが、この訓は、室町点によれば卷六秦始皇本紀の「恐」(6オ)が一致訓となる。

〈卷九吕后本紀・卷十孝文本紀〉(延久点)

①延久点が上杉本室町点と一致するもの……10例(④4～④7卷九、④8～④9卷十)

I (同前)

- ④4 泛 コボス^㊂
④5 慰 ヤスム^㊂
④6 檀 カタヌグ^㊂
④7 訟 アラハナリ^㊂

II (同前)

ヤ(平)ス(上ム)平(平)ス(平)詩

III (延久点)

ゴホス
泛(左傍)敷劔反…厄(厄) (九42)
ヤスム
慰其心 (134)
右袒…左袒 (220)
未…訟言…(徐廣曰訟一作公駟案章昭曰
訟猶公者) (227)

IV (室町点)

ゴホス
泛…厄 (九3オ)
ヤスム
慰其心 (8オ)
右袒…左袒 (12ウ)
未…訟言 (13オ)

ウゴク
玩 (18オ) (右訓・
下欄第一訓)

ウゴク
ウコク
下欄 玩 ナツク (第二訓)
モテアソフ

④8 踐 スアシ^㉔

スアシニスルコト
踐(上) (伏嚴曰踐翦也謂無斬衰也孟康曰曰踐跣也晉灼曰漢語作踐々徒跣也) (十381)

スアシニスルコト
踐 (十19オ)

④9 陪 タスク^㉔

陪 朕^㉔ (文穎曰陪輔也) (127)

タスク
陪朕^㉔ (6ウ)

⑤0 愨 ツ、シム^㉔

「受」部に掲載されてい
た可能性もあり

愨 (右傍 苦角反謹也信也誠也 ツ、シム) (112)

ツ、シム
愨 (6オ)

⑤1 累 シキリ^㉔

「田」部に掲載されてい
た可能性もあり

累 年 (316)

シキリ
累 年 (16オ)

⑤2 愧 ハツカシム^㉔

ハ(平)ツ(上濁)異

愧 其心^㉔ (356)

ハツカシム
愧 其心^㉔ (18オ)

⑤3 帑 ヤツコ^㉔

ハ(平)ツ(上濁)異

不帑 (416)

ヤツコ
不帑 (20ウ)
(初出は卷二)

以上、延久点が室町点と一致するものも、卷三建曆点、卷四鎌倉初期点の場合と同様の状況である。④⑤②は図書寮本に、他の出典で近似した訓が掲載されている。

④延久点が上杉本室町点と一致しないもの……5例 (⑤④卷九、⑤⑤⑥⑦⑧卷十)

I (同前)

⑤④ 微 ヒソカニ^㉔

「イ」部に掲載されてい
た可能性もあり

ヤウヤクにシム、ハシム、
微 伺^㉔ …… (九136)
たる 伺ル

II (同前)

⑤⑤ 請 ウク^㉔

⑤⑥ 志 コ、ロ^㉔

コ(平)ノ(平)ロ(平)サ(平)遊シ(平)記

ウケタウハリテ
請 (十五3)
アキタル
唄去 志 (122)
アキタル

III (延久点)

IV (室町点)

⑤⑦ 微 伺^㉔ …… (九8ウ)

ウケテ
請 (十3オ)

アキタル、ロ
唄去 志 (6オ)

④

⑤7 諷 アザムク^㊸

慢^マア(上ナ)上ツ(上廻ル)平易
相^ソ「慢」(20 2)

⑤8 縣 ハルカナリ^㊸

「頁」部に掲載されてい
た可能性もあり
懸^ハハ(平)ル(上)カ(平)ナリ彦^㊸
懸^ハ「長」(28 6)

相^ソ「諷」(10ウ)
懸^ハ「長」(14ウ)

以上、延久点が室町点に一致しないものの内、⑤7⑤8は漢字が異なり、訓のみは同一の例である(但し⑤7は延久点の右訓は室町点とは異なる)。この2例は、II欄に掲げた如く、延久点に一致する訓が図書寮本に、他出典ながら掲載されている。更に⑤6「志」の延久点の訓は、部分附訓ながら「コ、ロザシ」であると見られ、II欄に掲げた如く、まさしく図書寮本の史記出典(「記」)の訓に一致するものであり、図書寮本の拠った史記点本でも「コ、ロザシ」とあったものであろう。なお、この「志コ、ロザシ」は、室町点では他の巻においても発見出来なかつた訓である。即ち、図書寮本の「記」表示の訓の中で室町点に見出されなかつた27例(前節(4))の中で、以上に用いた三点本によって見出される4例の内の一例である。因みに、その4例の内他の3例を掲げれば次の通りである。

〔図書寮本〕

(右掲三点本)

〔室町点〕

⑤9 色イ(平)ロ(平)記(185)

〔鎌倉初期点〕其色赤^{コノイロカシ}(98)

其色赤^{コノイロカシ}(四8オ)

⑥0 忽タ(平)チ(上)マ(上)カ(平)ニ(平)記(249)

〔延久点〕忽^{タチマチシテ}弗^フ::見^ミ(九18)

忽弗^{タチマチシテ}::見^ミ(九9オ)

⑥1 翌ハ(平)ウ(平)フ(上)廻(平)記(233)

〔建曆点〕翌^{ハウフル}::薄^{ハクニ}(平)輕^ニ(一06)

翌^{ハウフル}::毫^{ハクニ}(三6ウ)

この内⑤9⑥0は、室町点では附訓が無いのに対して、鎌倉初期点、延久点では附訓があつて、それが図書寮本の「記」表示の和訓と合致するものであるが、室町点も実際にはこれと同じに訓ぜられていると推定されるものである。即ち、鎌倉初期点、延久点と室町点との訓が異なるという訳ではなく、⑤6「志」の「コ、ロザシ」対「コ、ロ」の場合とは事

情が異なる。㉑は漢字字体に関わる例であり、図書寮本、建曆点の当該字は室町点の「葬」の異体字と見られる。建曆点の字体も図書寮本とは相違があるが、より近い字体であると見て一致に準じてここに掲げた。図書寮本の字体が通常見慣れないものであり「葬」との隔りも大きいので室町点と不一致の例として扱ったが、訓自体は一致しており、漢字が異体関係ということであれば元々一致例に扱うことも可能なものである。

以上、平安後期～鎌倉初期の三点本を更に対照した所、これら三点本の訓が上杉本室町点と相違する例が多少あり、その内の半数以上は、三点本の訓の方で見れば、図書寮本に、他出典が殆どながらも採録されており、史記の訓の不採録例が少しは減少することになった。しかし、三点本の訓の大部分はやはり室町点と共通するものであり、図書寮本に不採録の史記の訓の殆どは、これによっても依然として不採録とされるままである。

なお、この①～㉑における平安後期～鎌倉初期三点本と上杉本室町点との訓の対応状況は、㉑～㉒の事例も併せて、取分け漢字自体の訓については、上杉本室町点の、右三点本との相違は概して多くないことを示していると見られ、室町点が基本的に平安時代の訓を伝えるものであることを物語っているとも言えよう。

次節においては、図書寮本に不採録の訓について、それが不採録となっている要因について、更に考察を行う。

五、不採録の理由の考察と今後の課題

前節では、上杉本室町点史記の訓の中で、図書寮本類聚名義抄に不採録のものについて、建曆点(巻三)、鎌倉初期点(巻四)、延久点(巻九・十)によって更に検討を加えた。本節では前節で検討対象となった例に基いて、図書寮本に不採録の史記の訓について、その不採録となっている理由の考察を行う。

前節の検討で、図書寮本に不採録の上杉本室町点史記の訓の中には、右三点本では当該箇所訓が異なるもの(この中には右三点本の訓によれば図書寮本に採録されていることになる例も存する)が、全体から見れば多くはないながらも存する

からず採られており(前節⑤⑥も参照)、④②②等が不必要な訓として採録されなかつたとは考えにくい。そこで考えられるのは、

C、漢字とその訓とも極めて平易であるため、図書寮本が扱った史記点本に偶々それが附訓されていなかった

ために採録されていないという可能性である。⁽²⁵⁾結果的には、Aと同じく、依拠した加点本文に関わる物理的原因であるが、訓の性格にも関わるものである。

AとCはCを含めて、編者の編集意図には関わらない。一方これらに対して⑬⑮⑳㉑㉒㉓㉔㉕は、前節に掲げた如く、図書寮本の当該字に対して近似した和訓が他出典によつて掲載されている例であり、この事から考えると、

D、近似した語形の訓が他にあるため、必要性が低いと判断されて採られなかつた

という、編集意図による選別が働いていた可能性も考えられようか。⁽²⁶⁾

⑬等がDの例であるとすれば、多少なりとも編者の編集上の意図があつたということで注意されるが、該当し得る例はさほど多くない。また以上のAとDを合せても、これらによつて説明出来ない例がむしろ多数存することになる。ここに至つてそれらの中で注目されるのは、⑳「索ツク」、㉑「訊カタチ」のように、図書寮本に近似の和訓の掲載も無く、むしろ却つて特異と思われる訓が比較的多く見られることである。即ちそれらは、

E、当該漢字がその漢字としては珍しい意味や難解な意味で用いられ、それに伴つて訓も特異であつたり、漢字自体が相当に珍しいものであつたりして、必要性が低いと判断されて、敢えて採録されなかつた

という可能性が考えられるものである。AやBの可能性が考えられたものと重複するものも含めて、⑦⑨⑫⑯⑲㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿などにおいて当該しよう。これらには、⑦⑨⑫⑯⑲㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟の如く、裴駰集解などにおいて字義を示す注が施されている例の多い点も注目されよう。これは、唐土(南北朝以降)において既に難解な用字であつたことを示しており、当該訓もこれらの注に基いたものと見られる。⁽²⁷⁾

図書寮本類聚名義抄では、例えば漢文注の主要出典の一つとなつてゐる篆隸萬象名義の掲出字を総ては採録しておらず、⁽²⁸⁾玄応音義等で被注字として掲出されている字などに限つて採録している。即ち、仏書等において実際に使用されることの殆どない漢字は採録しない方針であつたことが理解される。この事からすれば、和訓においても、適用度が極めて低いとの判断によつて採録されなかつたものが存する可能性は充分に考えられよう。

因みに、これらEの可能性の考えられる訓には、観智院本においても採録されていないもの(⑥表示)が比較的多い。本稿の最初に問題の発端として掲げた、観智院本に不採録の「裏ノボル」の訓は、卷一・五帝本紀において集解注「孔安國曰：裏上也」があり、この句以外には殆ど用いられなかつた可能性のある訓と見られよう。「扶タム」については集解注等は存しないが、当該の文脈に限られる特殊な訓と見られる。それに対して観智院本に存する「扶タスク」は、この字に対する訓としては一般的で即字的と見られる。

但し以上AとD、更にEによつても説明されない例もあり、恐らくはまだ種々の要因があつて、それがまたCやDやEとも相互に絡み合つている可能性もあるう。⁽²⁹⁾従つて、個々の訓の一事について、それが図書寮本に不採録である理由を確定することは困難であるが、Eの、敢えて意図的に採録しなかつた史記の訓が存する可能性の高いことを、本稿では特に強調しておきたい。今後の課題としては、

○史記の訓(史記点本に見られる訓)が観智院本においてはどのように採録されているか
○史記以外の漢籍の訓は、図書寮本、観智院本でどのように採録されているか
という両面からの検討が必要となつて来よう。更にはこれらを踏えつつ、

○類聚名義抄の個々の和訓の、仏書、国書を含む種々の加点資料における使用状況、色葉字類抄や字鏡集等、同時代以降の辞書における採録状況

をも、何らかの抜粋例によるにせよ追究して行く必要があると思われる。

注

- (1) 「懷カヌ」「陵ヲカ」は観智院本にあり、図書寮本になし。「滔ハビコル」は観智院本、図書寮本にあり、図書寮本では尚書出典(「書」表示)として採録(次条も参照)。
- (2) これとほぼ同じ句が尚書・堯典にも存し、神宮徴古館蔵古文尚書正和元(一三二二)〜三年清原長隆点によれば、湯湯シヤウナク洪コウ水方カクシヨウ割カク注略コトワ蕩トウ蕩トウ懷ヒ山シヤン襄シヤウ陵レイ浩コウ滔トウ天テン(割注略)とある(静嘉堂文庫蔵室町初期頃点によれば「襄」に「ノホル」の仮名点がある)。三教指帰は、この尚書と史記の両者に基いていると考えられる。
- (3) 佐藤義寛「大谷大学『三教指帰注集』の研究」(大谷大学、平成四年十月)、拙稿「大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について―史記を例に―」(「鎌倉時代語研究」第十八輯、平成七年八月)等参照。
- (4) 築島裕・小林芳規・沼本克明・花野憲道・月本雅幸・松本光隆・山本真吾「仁和寺宝蔵三教指帰古点釈文」(「訓点語と訓点資料」第九十七輯、平成八年三月)、拙稿「大谷大学蔵三教指帰注集長承点と仁和寺蔵三教指帰鎌倉初期点との訓法について」(第七十六回訓点語学会研究発表会(平成九年五月)、口頭発表要旨、「訓点語と訓点資料」第一〇〇輯、平成九年九月)参照。
- (5) 太田次男「尊経閣文庫蔵三教勸注抄について」(成田山仏教研究所紀要)第五号、昭和五十五年十二月)、拙稿「尊経閣文庫蔵三教勸注抄鎌倉期点における三教指帰の訓について―注に引用された典籍の訓との関わり―」(「鎌倉時代語研究」第二十輯、平成九年五月)等参照。
- (6) 太田次男「鐸警指帰と三教指帰―付天理図書館蔵仁平四年写本の翻字―」(成田山仏教研究所紀要)第十二号、平成元年三月)、築島裕「天理図書館蔵三教指帰久寿点の和訓について」(「ビブリア」第九十五号、平成二年十一月)参照。
- (7) 汲古書院刊影印本により、挙例に当り、ヲコト点は平仮名に改め(仮名点と重複するものは省略)、声点は(平)(上濁)(入聲)等の表示、訓読符は(訓)の表示に代えた。また割注は()に括って示した。以下、他の諸資料の挙例もこの原則による。

(8) 広島大学文学部蔵紙焼写真による。本稿で実際に掲げたのは上掲一箇所のみ。

(9) 上杉本室町点・書陵部蔵永正点の訓の性格について、小林芳規博士は、藤原式家の訓説を伝える（但し大江家等他家の異説も間々交える）ものとして扱われている（『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』昭和四十二年三月）。これに対して小澤賢二氏は、後に掲げる大江家国加点延久点も含め、特定の家の訓説ではなく、「施行」の訓と称せられる公的な訓法であるとされる（注7）影印本附載「南化本『史記』解説」平成十年四月）。この「施行」の訓は、太田晶二郎「漢籍の「施行」」（『日本学士院紀要』第七卷第三号、昭和二十四年十一月、『太田晶二郎著作集第一冊』所収）の説に基く。この点については更に検討を要しようが、いずれにせよ平安時代の訓を伝えるという点では相違がない。なお、後に掲げる高山寺蔵建曆点、同蔵鎌倉初期点の訓の系統については、小林芳規博士の説による。

(10) 築島裕「国語史料としての図書寮本類聚名義抄」〔『図書寮本類聚名義抄』勉誠社、昭和四十四年十二月〕。

(11) 小助川貞次「図書寮本類聚名義抄に於ける「記」注記の和訓について」（第八十回訓点語学会研究発表会口頭発表、平成十一年五月、「訓点語と訓点資料」第一〇三輯に要旨あり）。

(12) 図書寮本類聚名義抄は勉誠社刊影印本（昭和五十一年）により、挙例に当って、仮名に附された声点と注頭を示す朱星点以外の朱点は省略した。

(13) 史記の構成は、卷一〜十二…本紀、卷十三〜二十二…表、卷二十三〜三十…書、卷三十一〜六十…世家、卷六十一〜百二十九…列伝、卷百三十…自序。史記利用の巻についての疑問が小助川貞次注(11)論考において提示されている。

(14) このような和訓の出典の示し方は図書寮本全般に及ぶ原則と考えられる。但し、他出典例において個別には次位には及ばないと見られる例も少例存する。

(15) 同一訓が複数の異なる出典にて掲載されているケースが少例ながら存するが、この場合は初出の出典のみに計上している。

(16) 宮澤俊雅「図書寮本類聚名義抄の注文の配列について」（『小林芳規博士退官記念国語学論集』、平成四年三月）において、訓点本等による片仮名和訓の配列については、「易」―「書」―「詩」・「記」・「論」・「選」―「月」―「後」―「律」・「礼」・「集」―「白」・「遊」・「唱」―「切」の順であることが明らかにされている。

(17) 般本紀建曆点、周本紀鎌倉初期点は高山寺資料叢書所収影印本、呂后本紀延久点は古典保存会影印本、孝文本紀延久点は貴

重古典籍刊行会影印本による。

- (18) 但し「心コ、ロ」は室町点にも左訓として存する。
- (19) 「モロく」は史記両点の通り「師」字の訓と考えられ、図書寮本(巾部)には「帥」字の掲出しか存しないが、同項に本来「師」の訓とらしい和訓(イクサ)の掲出があるなどを考慮して、今両字を一括して扱っておく。
- (20) 但し④②「玩」については「モテアソブ」の訓は室町点にも下欄に示されている。
- (21) ⑥①「忽」の「ニ」は助詞に準じた。
- (22) 「歪」字は図書寮本、観智院本ともこの和訓を掲げるのみであるが、観智院本艸部に「葬(祖浪又ハ平ウ平濁ル平)……墓(谷)墓(僧上48)」とあり、「歪」も「葬」の異体であることを伺わせる。建暦点の字体は、図書寮本と室町点との字体の間を埋め、両者の関係を示す材料となつているとも言えよう。
- (23) 但し、これ全例がそうである確証はなく、一方、三点本と室町点が一致するものの中にもAに該当するものは存在し得る。
- (24) 観智院本の図書寮本対応部以外の部首における掲載状況からもその可能性が考えられる。
- (25) これに関連して、⑤⑨⑩は、図書寮本の史記出典(「記」表示)の訓の対応部と見られる箇所において、室町点では附訓が無いという逆の例である。
- (26) ⑬等はDの可能性が考え得るものとして指摘し掲げたものであり、この内⑭⑮はAの可能性があったものとも重複している。
- (27) 図書寮本に採られている史記の訓についてはこのような注の存する例は存しないのか否かを見ると、史記出典(「記」)の内、室町点に見出された77例では、例えば第二節に掲げた「墳ウゴモツ」は史記に集解注があり、図書寮本ではそれに拠つたと見られる注記がまさしくこの訓に附記されている。そのほかにも、図書寮本にその注記までは採られていないながら、史記の当該部に字義を注する集解注の存するものが数例ある(第二節に掲げた「紺ヌヒメ・シリツク」は二訓ともこれに該当)。しかし全体としては少いと言えようか。抑々図書寮本において、珍しい訓や特殊な訓の採・不採についてどれほど明瞭な規程があつたかは問題である。

(28) 宮澤俊雅「図書寮本類聚名義抄と篆隸万象名義」(「訓点語と訓点資料」第七十七輯、昭和六十二年三月)、池田証寿「図書

寮本類聚名義抄と篆隸万象名義との関係について」(人文科学論集)(信州大学)第二十七号、平成五年三月)。

(29) 史記は長大な文献であるので、図書寮本(原撰本)編者の訓の採取作業において、或いは粗密が生じた可能性もある。もし初巻の本紀より順次最終巻まで作業を進めたとすれば、後半の列伝においてはかなり粗い採取作業となっていたことも考え得る。

[附記] 本稿は、第二十三回鎌倉時代語研究集会(平成十年八月十二日)における口頭発表「観智院本類聚名義抄と史記の訓について」と、第二十四回同集会(平成十一年八月十二日)における本稿と同名の口頭発表とに基いて纏めたものである。席上、小林芳規先生には貴重な御意見を賜った。記して感謝申上げる。